

マダイ日本海西部・東シナ海系群の 資源管理について

令和7年10月22日

令和8管理年度TAC設定に関する意見交換会

水産庁

1. TAC管理の経緯
2. 資源管理の目標
3. 漁獲シナリオ
4. TAC報告の現状
5. ステップ2への移行について

1. TAC管理の経緯

令和5年5月16日	第1回資源管理方針に関する検討会（以下、SH会合）
令和6年3月5日	第2回SH会合
令和6年10月21日	令和7管理年度TAC設定に関する意見交換会
令和7年1月	TAC管理（ステップ1）開始
	本日はここ
令和7年10月22日	令和8管理年度TAC設定に関する意見交換会

2. 資源管理の目標

項目	令和7管理年度～
目標管理基準値 ＝MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	39.3千トン
暫定目標管理基準値 ^(注) ＝1歳から6歳のMSYを達成するために必要な親魚量	13.1千トン
限界管理基準値 ＝MSYの60パーセントを達成するために必要な親魚量	9.0千トン
禁漁水準値 ＝MSYの10%の漁獲量が得られる親魚量	1.4千トン

(注) 目標管理基準値を上回るための当面の目標となる資源水準の値。禁漁水準同様、漁獲シナリオの構成要素の一つ。

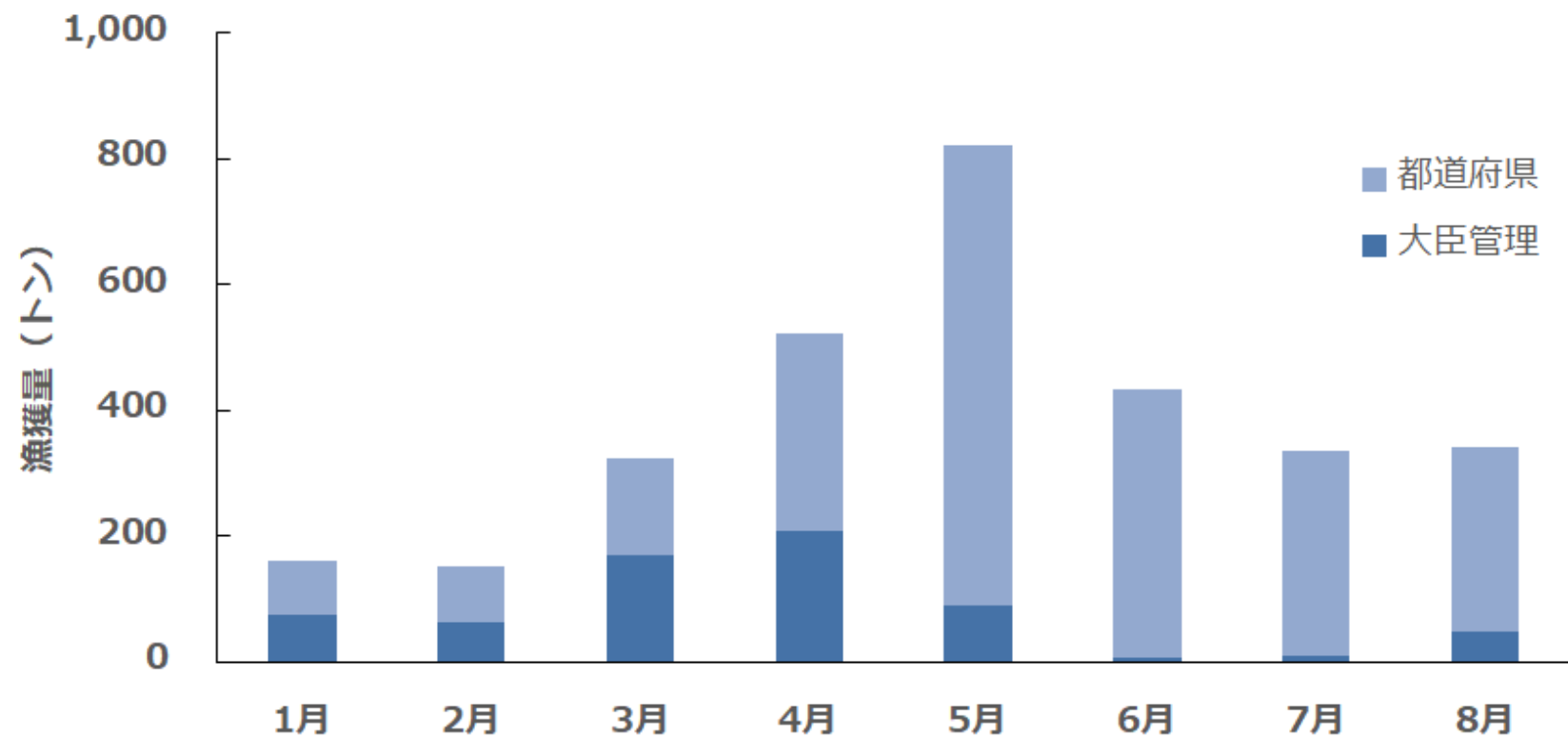
3. 漁獲シナリオ

- 親魚量が令和17年度(2035年度)に、少なくとも50パーセント以上の確率で、暫定目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ漁獲圧力を調節する。
 - 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、1歳から6歳のMSYを達成する漁獲圧力の水準に調整係数(β :1.0)を乗じた漁獲圧力とする。
 - 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を、上記に基づき算出した値に乘じた値とする。
 - 親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、漁獲圧力は0とする。
- 漁獲シナリオは、種苗放流由来の加入を想定している。
- ABCは、資源評価において示されるその年の資源量の予測値に、漁獲シナリオに基づき算出した漁獲圧力を乗じて算出し、TACはABCを越えない値とする。

2035年に親魚量がSB84%msy (13.1千トン) を上回る確率											
β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0	15	16	16	16	15	15	15	15	14	14	14
0.9			16	17	17	17	17	17	17	17	17
0.8			17	18	19	20	20	21	21	21	21
0.7			18	20	21	23	24	25	25	25	25
現状の漁獲圧			17	17	18	18	18	18	18	18	18

β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0	5,640	6,730	6,570	6,440	6,350	6,260	6,180	6,100	6,050	6,000	5,960
0.9		6,170	6,240	6,280	6,300	6,320	6,310	6,280	6,260	6,230	6,210
0.8		5,590	5,860	6,050	6,200	6,310	6,390	6,430	6,440	6,440	6,430
0.7		4,990	5,420	5,750	6,010	6,230	6,390	6,500	6,570	6,600	6,620
現状の漁獲圧		5,830	5,940	6,000	6,040	6,060	6,050	6,040	6,030	6,010	5,990

4. TAC報告の現状



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		計
底びき網	72	58	166	144	60	0	2	49		629
大中型まき網	3	6	4	64	31	8	7	1		130
都道府県	86	90	154	315	729	425	326	293		2,418
合計	162	154	324	523	820	432	335	343		3,178

5. ステップ2への移行について

SH会合のとりまとめ

ステップ1終了までに漁獲報告の基本的な収集体制を築いた上で、得られたデータをもとに、関係都道府県・団体事務局で、具体的な管理の課題や方策を議論した上で、ステップ2に進む。

ステップ2への移行にあたり議論が必要な項目（イメージ）

- ①配分の基準
- ②国の留保の割合
- ③繰越し、繰入れの有無